

金ヶ崎町城内諏訪小路伝統的建造物群保存地区における 建築基準法の緩和に関する条例(所在地:岩手県 金ヶ崎町)



平成13年 伝統的建造物群保存地区の状況

○条例の施行日:平成13年7月1日

○条例制定の経緯

- ・金ヶ崎町は、平成11年に文化財保護法に基づき、金ヶ崎町伝統的建造物群保存地区保存条例(以下「保存条例」という。)を制定し、平成12年に金ヶ崎町城内諏訪小路伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)を都市計画に定めた。
- ・これにより、保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)等を建築、除却、修繕、模様替え等の場合、伝統的建造物の位置、意匠等は、当該伝統的建造物群の特性を維持していると町長及び教育委員会が認めて許可する必要があるため、現行の建築基準法に適合させることができない。
- ・このため、金ヶ崎町は、建築基準法第85条の3の規定に基づき、**本条例を制定し**、保存地区内において保存条例において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、**建築基準法第22条第1項及び同法第23条の規定を緩和した。**